

北海道告示第 11598 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第 2 条第 1 項の規定により令和 7 年（2025 年）10 月 24 日北海道告示第 11597 号で移動を禁止した次に掲げる区域について、その禁止を令和 7 年（2025 年）10 月 24 日午後 19 時 30 分をもって解除したので告示する。

令和 7 年（2025 年）10 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 移動を禁止されていた家畜、物品等

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

2 移動の禁止が解除される区域

北海道白老郡白老町字竹浦 344-3